雲坂衛議員に対する議員辞職勧告決議

我々鳥取市議会議員は、市民から負託を受けた者として、一人一人がその職責を自 覚し、法令、条例を遵守し、高い倫理観と見識をもって、市政の発展と市民福祉の向 上に努めなければならない。

鳥取市議会基本条例第25条では、「議員は、市民の代表者としてふさわしい品位と 見識を養うとともに、自らの責務を正しく認識し、誠実かつ公正に職務を遂行するも のとする」とし、鳥取市議会議員政治倫理要綱第3条第1項第3号では「議員は、自 らの行動を律し、常に議員としてふさわしい品位と見識を養い、議会の信用を失墜す るような行為をしないこと」としている。

しかしながら、雲坂衛議員は、令和4年11月24日、家族に対する傷害の容疑で逮捕され、12月15日、罰金の略式命令を受けた。現職議員の逮捕は、鳥取市議会始まって以来の不祥事であり、女性に対するドメスティックバイオレンスは決して許されるものではなく、まさに人権問題である。その事実は、テレビや新聞などで報道され、市民をはじめ多くの方から非難と厳正な対処を求める声が寄せられている。

雲坂衛議員は、12月16日の全員協議会において、反省と謝罪の弁を示す一方で、自身の政治的、道義的責任については、議員活動の継続により果たしたいとの意思を表明しているが、公人である議員自らが事件を起こすのは言語道断で、鳥取市議会の名誉と権威を著しく失墜させ、市民の政治不信を招くと同時に、市民の信頼を大きく裏切る行為である。議員職にとどまることは、市民感情からして許されるものではない。

よって、雲坂衛議員に対して、事態の重大さを真摯に受け止め、直ちにその職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

令和4年12月28日

鳥取市議会